

## 新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施計画取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、国内の産地間競争や輸入農産物との競争に対応するため、地域農業を牽引する生産者、実需者、関係機関等で構成される広域連携協議会が、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施要領第5条により認定を受けた広域連携計画に基づき、これまでの地域の枠を超えた連携と、新たな取組みによる園芸産地づくり等を推進する事業に要する経費について、その一部を補助するために実施する、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業（以下「本事業」という。）の実施計画の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において知事が認定する事業実施計画を「新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）という。

### (事業実施計画の内容)

第3 事業実施計画の内容、対象品目、実施主体、採択要件等は、別表1のとおりとする。

2 本事業の対象経費は新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2のとおりとする。

### (事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から翌年2月末日までとする。

### (申請)

第5 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

### (認定)

第6 知事は、前条に規定する事業実施計画の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、認定することが適当であると認められるときは認定書を事業実施主体に交付し、認定することが適当でないと認めるときはその旨を事業実施主体に通知するものとする。

### (支援施策等)

第7 第5の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」）は、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業費補助金を申請し、交付を受けることができるものとする。

### (事業の着手)

第8 事業の着手（機器・機械等の発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

- 2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

#### (事業の指導推進)

第9 県は、本事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合性及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

#### (事業計画の変更等)

第10 認定事業実施主体は、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、新たなみやぎの園芸産地づくり広域連携事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7の規定により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が要綱第7に掲げる軽微な変更であって、事業計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

- 2 認定事業実施主体は、事業計画を中止し、又は廃止する場合には、要綱第8の規定により知事の承認を受けるものとする。

#### (遂行状況報告及び調査)

第11 認定事業実施主体は、11月30日現在の事業計画の実施状況を、翌月20日までに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告を受け事業計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、アドバイザーを派遣するなど、当該認定事業実施主体に対し助言等を行うことができるものとする。
- 3 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

#### (実績報告)

第12 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、完了の日から一月を経過した日までに補助事業実績報告書を要綱第10第3項に定める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げることができる。

#### (書類の経由提出)

第13 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所を経由するものとし、地方振興事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

- 2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所を経由するものとする。

#### (その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。